

大手行初となる「ペアローン団信」の取扱開始について

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）は、第一生命保険株式会社（代表取締役社長：隅野 俊亮、以下「第一生命」）が提供するペアローン利用者向け連生団体信用生命保険（以下「ペアローン団信」）の取り扱いを 2024 年 7 月 1 日より開始します。ペアローンで連生団信にご加入いただける住宅ローンは、大手行初となります。

ペアローン団信は、住宅ローンをともに組むパートナー双方を保障対象とし、お二人のどちらかに万一のことが起こった際には、お二人の住宅ローンの借入残高がゼロになります（※1）。

みずほ銀行は、本商品の取り扱いを開始することで、近年の共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化に伴いペアローンを選択されるお客さまの、将来的な返済の不安を軽減することを目指しています。

導入の背景

従来の団体信用生命保険は、単独の借入者に対する保障が中心であり、ともに借入れを行うパートナーへの保障が不十分であるという課題がありました。ペアローン団信は、このような時代のニーズに応えるために開発された商品です。

シンプルなプラン設計

お客さまのニーズに合わせたシンプルなプランをご提供します。がんの保障に手厚くご利用いただけやすい商品ラインアップとしています。

【ペアローン団信のプラン一覧】

	「ペアローン団信」のご提供プラン	
	一般団信によるペア	がん保障特約 ^{※2} 付団信によるペア
保障内容	死亡または所定の高度障害状態	死亡または所定の高度障害状態 所定のがん ^{※3} と診断 余命6カ月以内と判断 ^{※4}
加入年齢 （お借入日時点）	満71歳未満 （ペアとなるお二人とも）	満51歳未満 （ペアとなるお二人とも）
上乗せ金利	年率0.2% （ペアとなるお二人とも）	年率0.2% （ペアとなるお二人とも）

みずほ銀行は、「ともに挑む。ともに実る。」をパーパスとし、お客さまのニーズを踏まえた商品や利便性の高いサービスの提供を通じて、「個人の幸福な生活」の実現をサポートしていきます。

- ※1 ペアローン利用者向け連生団体信用生命保険において、いずれか1人に支払事由が生じ、両者の債務が完済された場合、支払事由に該当していない方の被保険者の免除された債務が一時所得となり所得税の課税対象となります。税務の取り扱いについては、2024年4月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。
- ※2 正式名称：がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険
- ※3 ただし以下の場合には対象となりません。
- ・責任開始日前に悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定された場合
 - ・責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物に罹患したと診断確定された場合
 - ・契約概要・注意喚起情報に定める悪性新生物以外（上皮内がん、非浸潤がん、大腸の粘膜内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん等）の場合
- ※4 余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。これはリビング・ニーズ特約による保障であり、がん保障特約付団信のみにあわせて付加される特約です。

お申込みにあたっては「団体信用生命保険重要事項に関するご説明（契約概要・注意喚起情報）」を必ずお読みいただき、詳細をご確認ください。

(登)C24E6055(2024.6.17)

（ご参考） 2024年2月5日付の第一生命ニュースリリース

「ペアローン利用者の連生団体信用生命保険の取扱開始」

https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2023_054.pdf

以 上

ともに挑む。ともに笑る。

MIZUHO